

◎新潟県選挙管理委員会告示第65号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙は白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎